

自治体学会基本問題検討委員会検討事項

- 前文 自治体学会設立の理念等の再確認
 その後の状況変化と直面している課題
 持続可能な組織運営と学会活動活性化に向けた事業内容の展開

	区分	事項	現状等	根拠	長所	短所	対応案	備考
組織	運営委員会	会議	年2回開催(大会開催時、年度末)	年2回程度開催(細則3)	全国の会員代表の意向を反映する数少ない機会。	運営委員というよりも評議員的性格で、実際に運営に参画する機会は少ない。 年2回の開催で、機動性に欠ける面がある。		
		運営委員数	50名(全国20名、地方30名)	50名以内(規約第7条)地方、全国の比率は規定なし。	全国規模の学会でなおかつ自治体職員の比率が高いことを考慮すると、地方選出の委員数をある程度確保する必要がある。	委員数が多すぎるとの意見あり。年度末開催時は交通費を支給しており、約70万円程度の予算が必要。		
		選任方法	役員選考委員会を設置し、自薦、他薦により選任。	総会において選任(規約第8条)	役員選考委員会により選任しており、公平性を確保している。	一部には選挙による選任を求める意見もある。		
	代表運営委員	3名	3名以内(規約第7条)運営委員の互選。	3人体制とすることで、1人の代表への権限が集中することを避けている。設立当初は、研究者、自治体関係者、マスコミ関係者の3名。	3名の合議が必要なため、機動性に欠ける面がある。			

	部会	選任方法	部会長は代表運営員が会員から指名、部会員は部会長が指名	規約第14条2、3	部会長がリーダーシップを発揮しやすく、機動的。	公募は行われていない。			
	役員会		代表運営委員3名、部会長3名で構成	細則6	実質的な執行機関となっている。	規約上の定めがない。細則にも機能の定めがない。			
	監事		2名	2名(規約第7条)	事業のあり方について意見を述べることができる。	会務に関与する機会が少ない。			
	顧問、参与		顧問は学識経験者、参与は自治体首長から委嘱。	規約第13条	学会設立時には活用された。	他に名誉会員あり。			
	会員拡大	会費	会費の割引(学生半額、年度後半(大会以降)加入半額)	細則1		定着率が低いとの指摘あり。初年度会費無料化の意見もある。			
		入会促進	入会案内・周知		チラシを作成。				
		入会	代表運営委員の承認	規約第4条2	チラシを作成。				
	経費執行	部会運営	企画、編集、研究支援、事業の4部会。このほか、学会賞委員会を設置。	規約第14条。具体的な部会名は細則5で規定。		新たな課題やニーズに即した部会を設置できる。	旅費の縮減のため、開催回数や部会員の削減が行われ、運営上の支障もみられる。		
		地域活動支援費	1件10万円。地域選出運営委員の了解が必要。	地域活動支援費の支出基準		規約第3条1の「地域における研究活動の促進」を図るツールとなっている	同一の団体をほぼ毎年支援しているような事例も見られる。		

運営方法		事務局運営	事務局長以下3名	規約第15条	直営化(暫定)	事務局体制が弱体。サポート体制を検討する必要がある。		
	大会開催	政策研究交流会議とのセット開催	設立当初からセット開催。交流会議が先行して発足。		自治体の協力を得られることで、経費面、参加者確保面で有利。	開催地選定が次第に難しくなっている。自治体学会の開催が1日なため、プログラム編成の面で制約がある。		
		開催時期	設立当初は、原則として8月下旬の金、土に開催していたが、近年は木、金開催となっている。		夏休み次回の開催で参加しやすい。また、公費出張による参加を期待できる。	公費出張に参加が次第に困難になってきている。かつての金、土開催。あるいは土、日開催を求める意見もある。また、一部には、8月下旬の開催は、9月議会直前なため、もう少し早い時期の開催を求める意見もある。		
	情報発信・情報交流	冊子、情報紙等	学会誌、かわら版		必要な情報を適宜提供できる。	発行までに期日を要する。また、印刷費、郵送費がかかるため、発行回数に制約がある。		
		電子媒体	学会ホームページ、学会メーリングリスト等		必要な情報を適宜提供できる。	必ずしも十分に活用されているとは言い難く、HP、ML等を活用した情報発信に努めるべきとの意見もある。意見交換・意思決定のためのツールとしては、ほとんど活用されていない。		